



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定・2件（村づくり計画課） 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） 2
- 市営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） 2
- 村営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） 2

告 示

沖縄県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南風原西原地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年9月25日から同年10月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 うるま市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、洲鎌地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年9月25日から同年10月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、宮城地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年9月26日から同年10月24日まで
- 3 縦覧に供する場所 うるま市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり市営土地改良事業の施行を同意した。

平成19年9月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 石垣市
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 石垣北部地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用道路・農用地保全）
- 3 同意年月日 平成19年9月11日

沖縄県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行を同意した。

平成19年9月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 南大東村
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 秋葉地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農用地保全）
- 3 同意年月日 平成19年9月11日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円